

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公開番号】特開2018-109549(P2018-109549A)

【公開日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-026

【出願番号】特願2016-256733(P2016-256733)

【国際特許分類】

G 01 N 27/404 (2006.01)

G 01 N 27/416 (2006.01)

【F I】

G 01 N 27/404 3 4 1 B

G 01 N 27/416 3 8 1

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホルダーと、

前記ホルダー内に収容された正極、負極及び電解液を備え、

前記電解液にはキレート剤が含まれ、前記キレート剤のモル濃度は1.4mol/L以上であり、

前記負極が、Sn合金を含有する電気化学式酸素センサ。

【請求項2】

前記電解液が、前記キレート剤として、クエン酸及びクエン酸塩の少なくとも一方を含有する請求項1に記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項3】

前記電解液が、クエン酸とクエン酸塩とを含有する請求項2に記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項4】

前記電解液が、前記クエン酸塩として、クエン酸三ナトリウムまたはクエン酸三カリウムを含有する請求項2または3に記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項5】

前記電解液のpHが、2.09以上7.40以下である請求項2～4のいずれかに記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項6】

前記電解液のpHが、2.59以上6.90以下である請求項2～4のいずれかに記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項7】

前記Sn合金が、Sn-Sb合金である請求項1～6のいずれかに記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項8】

前記Sn合金が、実質的にPbを含有しない請求項1～7のいずれかに記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項 9】

ホルダーと、

前記ホルダー内に収容された正極、負極及び電解液を備え、

前記電解液にはキレート剤が含まれ、前記キレート剤のモル濃度は1.4mol/L以上であり、

前記電解液のpHが、2.09以上7.40以下であり、

前記電解液が、前記キレート剤として、クエン酸塩を含有する電気化学式酸素センサ。

【請求項 10】

前記電解液が、前記クエン酸塩として、クエン酸三ナトリウムまたはクエン酸三カリウムを含有する請求項9に記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項 11】

前記電解液のpHが、2.59以上6.90以下である請求項9または10に記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項 12】

前記負極が、実質的にPbを含有しない金属である請求項9～11のいずれかに記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項 13】

酸素濃度に応じた電圧を出力する請求項1～12のいずれかに記載の電気化学式酸素センサ。

【請求項 14】

前記正極と前記負極との間に抵抗が接続されている請求項13に記載の電気化学式酸素センサ。